

○神山町病児・病後児保育事業実施要綱

平成 24 年 2 月 14 日

告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保護者の子育てと就労等の両立を支援すると共に、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、「保育対策等促進事業の実施について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) (以下「国通知」という。) に基づく病児・病後児保育事業 (以下「事業」という。) を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、神山町とする。

2 事業は、国通知及び関連通知に基づく基準を満たす施設として町長が指定する医療機関・保育所等 (以下「実施施設」という。) に委託して行うものとする。

(事業の実施日及び実施時間)

第 3 条 事業の実施日及び実施時間は、実施施設に準じて別に定める。

(対象児童)

第 4 条 事業の対象となる児童 (以下「児童」という。) は、病児・病後児保育の広域利用に関する協定を締結した徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町 (以下「市町村」という。) に居住するおおむね 10 歳未満の児童で次の要件を満たすものとする。

感冒、消化不良症 (多症候性下痢) 等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などの病気又は病気の回復期にある児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

(事業の申請・利用)

第 5 条 事業を利用しようとする者 (以下「利用者」という。) は、あらかじめ実施施設に電話等で連絡のうえ、実施施設を含む医療機関等の医師により事業の利用に支障がない旨を明記した (原則として利用日の前日又は当日の診断等によるものとする。) 所定の利用申請書を町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、すみやかにこれを審査し、事業の利用の可否を決定し、その旨を当該利用申請者及び、実施施設に通知するものとする。

(申請時の特例)

第 6 条 前条の手続きは、それぞれ実施施設を経由して行うことができるものとする。

(利用の拒否および中止)

第 7 条 町長は、次に掲げる場合は、事業の利用を認めず、又は利用の決定を取り消すことができる。

(1) 児童の病気について、入院治療の必要があると認められる場合。

(2) 児童の病状が変化し、実施施設における対応が困難である時。

(3) その他事業の利用が不相当と認める場合。

(利用期間)

第8条 事業の利用の期間は、集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で行うことができない期間の範囲内とする。

(費用負担)

第9条 利用者は、事業の実施に必要な経費の一部として次に定める費用を負担し、実施施設において徴収するものとする。

| 利用世帯の区分 | 利用者負担額（1人1日当たり） |
|--------------------|-----------------|
| 生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯 | 0円 |
| 所得税非課税世帯 | 900円 |
| その他の世帯 | 1,800円 |

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、町長及び実施施設の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

病児保育事業の広域利用に関する協定締結市町村長 殿

(徳島市・小松島市・勝浦町・佐那河内村・石井町・神山町・松茂町・北島町・藍住町・板野町・上板町)

申請者 住 所 _____ 電話番号()
 氏 名 _____ 印 緊急連絡先
 利用児童との続柄() 電話番号()

病児保育事業利用申請書

利用料金の算定のため、申請児童が居住する市町村が、児童の父母及び同一世帯者の課税状況について、住民税情報及び申請児童の児童手当・乳幼児医療に係る申請内容を閲覧・調査することに同意のうえ、次のとおり、当該事業の利用を申請します。

| | | | |
|----------------|--|-------------|---------------------|
| 施設名 | | | |
| (ふりがな) 児童氏名 | (男女) | 生年月日 満年齢 | 平成 年 月 日生 満 歳 か月 |
| 児童住所 電話番号 | ※ 申請者の住所と異なる場合に記載してください。 | | |
| 保育状況 | <input type="checkbox"/> []保育所 <input type="checkbox"/> []幼稚園 <input type="checkbox"/> []認定こども園 <input type="checkbox"/> []小学校 年生 <input type="checkbox"/> 家庭保育 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 期間 | 平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日() [日間] | | |
| 症状 | | | |
| 申請理由 | <input type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 事故 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 冠婚葬祭 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 生活保護の適用 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |

【医師記入欄】 記入日 平成 年 月 日

| | | |
|--------------|--|-------|
| 児童の疾患名 | | 指示事項等 |
| 児童の症状等 | | |
| 病児保育 可能確認 | <input type="checkbox"/> 当面の症状の急変は認められないが病気の回復期に至っていない(病児)、又は病気の回復期であっても集団保育は困難である(病後児)であると認められるため、病児保育の利用は可能であると思われる。 | |
| 医療機関 | 住所・電話番号 医療機関・医師名 | 印 |

※ 当該事業概要(裏面)をご覧ください、上記についてご確認をお願いします。

※ 以下は記入しないでください。

No.

(徳島市 ・ 小松島市 ・ 石井町 ・ 北島町 ・ 藍住町)

病児保育事業利用決定通知書

申請者 様

申請がありました当該事業の利用について、右のとおり決定します。

平成 年 月 日
 [] 長

利用料金(1日当たり)

1,800円 900円 0円

利用却下(理由)

備考()

課税状況確認者

※ 申請者はこちらもご記入ください。

| | | |
|---------------------------------|---|-------------|
| かかりつけ 医療機関 | 施設名() 担当医師() | 電話番号 () |
| ○ 既往歴(今までにかかった病気の番号に○をつけてください。) | | |
| 1 突発性発疹 | 11 中耳炎 | |
| 2 麻疹(はしか) | 12 熱性けいれん | |
| 3 水痘(水ぼうそう) | 13 異型肺炎(マイコプラズマ肺炎) | |
| 4 風疹(三日ばしか) | 14 とびひ | |
| 5 咽頭性結膜炎(プール熱) | 15 川崎病 | |
| 6 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 16 喘息 | |
| 7 百日咳 | 17 アトピー性皮膚炎 | |
| 8 ヘルパンギーナ | 18 湿疹 | |
| 9 手足口病 | 19 食物アレルギー() | |
| 10 伝染性紅斑(りんご病) | 20 その他() | |
| アレルギー体質の有無 | 有(詳細に)・無 | |
| ○ 予防接種(接種状況に応じて○をつけてください。) | | |
| B. C. G | 未 ・ 済 | |
| ポリオ(生ワクチン) | 未 ・ 1回 ・ 2回 | |
| ポリオ(単独・不活化ワクチン) | 未 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 追加 | |
| 二種混合 | 未 ・ 1回 | |
| 三種混合 | 未 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 追加 | |
| 四種混合 | 未 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 追加 | |
| 麻しん風しん混合(MR) | 未 ・ 第1期 ・ 第2期 | |
| 〔 ・ 麻しん単抗原 | 未 ・ 第1期 ・ 第2期 | |
| 〔 ・ 風しん単抗原 | 未 ・ 第1期 ・ 第2期 | |
| 日本脳炎 | 未 ・ 第1期 1回 ・ 2回 ・ 第1期追加 ・ 第2期 | |
| Hib(ヒブ)感染症 | 未 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 追加 | |
| 肺炎球菌感染症 | 未 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ 追加 | |
| 水痘(水ぼうそう) | 未 ・ 1回 ・ 2回 | |
| おたふくかぜ | 未 ・ 1回 ・ 2回 | |
| B型肝炎 | 未 ・ 1回 ・ 2回 ・ 3回 | |
| ロタウイルス | 未 ・ ロタリックス 1回 ・ 2回 ・ ロタテック 1回 ・ 2回 ・ 3回 | |
| インフルエンザ(今年度接種分) | 未 ・ 1回 ・ 2回 | |

(注意事項)

児童の病状によっては、お預かりできない場合や、保育を中止してお迎えをお願いする場合があります。

事業概要

この事業は、お子さんが病期中や病気の回復期にあつて、かつ保護者が就労しているなどの理由で家庭で保育ができないときに、お子さんを一時的に預かる事業で、徳島市、小松島市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町民の子育支援の充実を図るため、当該事業の広域利用を推進し、住民が安心して子育てができる環境を整備することを目的として、市町村間で協定を締結して実施しているものです。

ご質問等がございましたら、下記までお問い合わせください。

[徳島市 子ども施設課 088-621-5193]

[小松島市 児童福祉課 0885-32-2114]

[勝浦町 福祉課 0885-42-1502]

[佐那河内村 健康福祉課 088-679-2971]

[石井町 子育て支援課 088-674-1623]

[神山町 健康福祉課 088-676-1114]

[松茂町 町民福祉課 088-699-8713]

[北島町 民生児童課 088-698-9802]

[藍住町 福祉課 088-637-3114]

[板野町 住民課 088-672-5984]

[上板町 福祉保健課 088-694-6810]